

24年度市県民税申告が始まります

平成23年分所得税・平成24年度市県民税の申告受付期間は、2月16日（木）から3月15日（木）までです。期間内に申告を済ませてください。

申告が必要な方

①所得税申告

◆農業所得、事業（営業）所得又は不動産所得などがあり、各種所得額の合計が配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える方

◆給与所得者で、次に該当する方

- ・給与の収入が2,000万円を超える方
- ・給与以外の所得が20万円を超える方
- ・2ヵ所以上から給与などの支払いを受けている方

◆土地や建物、ゴルフ会員権などの資産を売却した方
※青色申告の方、分離課税所得（土地建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得及び先物取引に係る雑所得など）のある方は鳥栖税務署をご利用ください。

※平成23年中に株式を売却し、損失が出た場合、翌年以降に繰り越すことができますが、確定申告をすることが要件となりますので、ご注意ください。

②市県民税申告

◆平成24年1月1日現在、神埼市内に住所がある方

◆平成23年中は市外に住所のある家族に扶養されていて、その家族の確定申告、年末調整で所得税の配偶者控除、扶養控除の対象となっている方

申告の必要がない方

①所得税申告

◆給与所得（年末調整が済んでいる場合）のみの方

◆公的年金等に係る所得のみの方（各種所得控除などを受けようとする方は申告が必要です。）

②市県民税申告

◆平成23年分の所得税の確定申告書を提出する方

◆平成23年中は神埼市内に住所がある家族に扶養されていて、その家族の確定申告、年末調整で所得税の配偶者控除、扶養控除の対象となっている方

◆給与（年末調整済）を1ヵ所だけから受けていて、他に収入がなく、給与の支払先から市役所（税務課）へ支払い報告がされている方

◆公的年金等（遺族年金、障害年金などの非課税年金を除く）の収入のみで、他に収入がない方（扶養控除や他の所得控除を受けようとする方は申告をしてください。）

その他

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」で、所得税の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書などが簡単に作成できます。作成した申告書などは、プリンターで印刷すれば窓口や郵送でそのまま提出できます。また、国税庁ホームページで申告に関する各種様式のダウンロードもできます。

収入がない方、遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方でも市県民税申告は必要です。収入がなく、扶養親族になっている方でも、市内に住所がある方の扶養親族になっていない場合は申告が必要です。申告されないと公営住宅の入居資格、児童扶養手当、健康保険組合、金融機関などへの各種届出・申請に添付する所得証明の交付ができません。市県民税の申告は、国民健康保険税申告も兼ねていますので、国民健康保険に加入している方は、申告をしないと税の軽減が受けられません。

《電子申告（e-Tax）利用による無料申告相談会のご案内》

【相談期間：2月17日～2月29日】

国税電子申告システム（e-Tax）を利用した平成23年分所得税・消費税確定申告の無料相談会を「神埼町申告会場」で実施します。当日、電子証明書（住民基本台帳カード）を持参し、電子申告をされた方は、所得税額から最高4,000円の税額控除を受けることができます。（この税額控除の適用は1回限りで、平成24年分申告（最高3,000円）までです。）

※神埼市役所では、住民基本台帳カード発行に1～2日かかります。（手数料1,000円）

住民基本台帳カード発行については、市民課（☎37-0116）までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

神埼市役所 税務課 ☎37-0114

千代田総合支所 市民福祉課 ☎44-2732

脊振総合支所 市民福祉課 ☎59-2111

平成23年分所得税確定申告・平成

▼平成23年分所得税確定申告・平成24年度市県民税申告 相談日程表

神 崎 町

相談会場：神崎市中央公民館 第1研修室

| 月 | 日 | 曜日 | 地区別日割 | |
|----|----|-----|--------------|-------------|
| | | | 8:30～12:00 | 13:00～17:00 |
| 2 | 16 | 木 | 仁比山・小 淵 | 的 |
| | 17 | 金 | 三 谷・竹 原 | 東 山・志波屋 |
| | 20 | 月 | 朝 日・八 子 | 城 原・二 子 |
| | 21 | 火 | 右原・馬郡 | 鶴 西・鶴 東 |
| | 22 | 水 | 犬の目 | 石井ヶ里 |
| | 23 | 木 | 横 武・上六丁・戸井土 | 下六丁・池辺田・莞牟田 |
| | 24 | 金 | 本告牟田・山 田・鶴田 | 姉川上分・姉川下分 |
| | 27 | 月 | 姉川東分・姉川西分 | 尾崎西分・伏 部 |
| | 28 | 火 | 尾崎東分・猪 面 | 岩 田・唐香原 |
| | 29 | 水 | 利 田・野 寄・野 田 | 平山・川 寄・柏 原 |
| 3 | 1 | 木 | 一丁目・二丁目 | 三丁目・四丁目 |
| | 2 | 金 | 協和町・西小津ヶ里 | 小津ヶ里 |
| | 5 | 月 | 出来町・大 門 | 永 歌 |
| | 6 | 火 | 本 堀 | 本 堀・曾根ヶ里 |
| | 7 | 水 | 野目ヶ里・荒堅目・蔵 戸 | 神 納・大 依 |
| | 8 | 木 | 駅ヶ里 | 田 道 |
| | 9 | 金 | 駅通り | 平ヶ里 |
| | 12 | 月 | 予備日 | 予備日 |
| | 13 | 火 | 予備日 | 予備日 |
| | 14 | 水 | 予備日 | 予備日 |
| 15 | 木 | 予備日 | 予備日 | |

2月17日から2月29日まで、神崎町相談会場では、税理士による電子申告をされた方は、公的個人認証登録の住民基本台帳カード（住基カード）をご持参ください。
 【無料相談受付時間 9時30分～12時、13時～16時】

※神崎町会場（神崎市中央公民館）では、期間中の毎週火曜日は、午後7時まで相談受付時間を延長します。

千 代 田 町

相談会場：千代田総合支所 1-1会議室

| 月 | 日 | 曜日 | 地区別日割 | |
|----|----|-----|---------------|-------------|
| | | | 8:30～12:00 | 13:00～17:00 |
| 2 | 16 | 木 | 又南里・渡 瀬・仲田町団地 | |
| | 17 | 金 | 乙南里・小森田・境 原 | |
| | 20 | 月 | 下 板・大 島・大 野 | |
| | 21 | 火 | 新 宿・仁戸田・迎 島 | |
| | 22 | 水 | 上黒井・川 崎・龍 尾 | |
| | 23 | 木 | 柳 島・下 西・上神代 | |
| | 24 | 金 | 十 条・林 慶・東野ヶ里 | |
| | 27 | 月 | 崎 村・藤 東・餘 江 | |
| | 28 | 火 | 詫 西・上 西・中 津 | |
| | 29 | 水 | 姉 ・下黒井・小 鹿 | |
| 3 | 1 | 木 | 高 志・原の町・出来島 | |
| | 2 | 金 | 大 石・丁太田・柴尾 | |
| | 5 | 月 | 黒 津・藤 西 | |
| | 6 | 火 | 下直鳥・快 楽 | |
| | 7 | 水 | 上直鳥・用 作 | |
| | 8 | 木 | 嘉 納・下犬童 | |
| | 9 | 金 | 丙太田・上犬童 | |
| | 12 | 月 | 詫 東・上 地・下神代 | |
| | 13 | 火 | こすもす苑・ゆとり | |
| | 14 | 水 | 予備日 | |
| 15 | 木 | 予備日 | | |

脊 振 町

相談会場：脊振総合支所 1号会議室

| 月 | 日 | 曜日 | 地区別日割 | |
|----|----|-----|-------------|-------------|
| | | | 8:30～12:00 | 13:00～17:00 |
| 2 | 16 | 木 | 広滝西・広滝東・広滝下 | |
| | 17 | 金 | | |
| | 20 | 月 | | |
| | 21 | 火 | 頭 服 | |
| | 22 | 水 | | |
| | 23 | 木 | 久保山 | |
| | 24 | 金 | | |
| | 27 | 月 | 鹿 路 | |
| | 28 | 火 | | |
| | 29 | 水 | 一番ヶ瀬 | |
| 3 | 1 | 木 | 鳥羽院 | |
| | 2 | 金 | | |
| | 5 | 月 | 岩政倉今 | |
| | 6 | 火 | | |
| | 7 | 水 | 予備日 | |
| | 8 | 木 | 予備日 | |
| | 9 | 金 | 予備日 | |
| | 12 | 月 | 予備日 | |
| | 13 | 火 | 予備日 | |
| | 14 | 水 | 予備日 | |
| 15 | 木 | 予備日 | | |

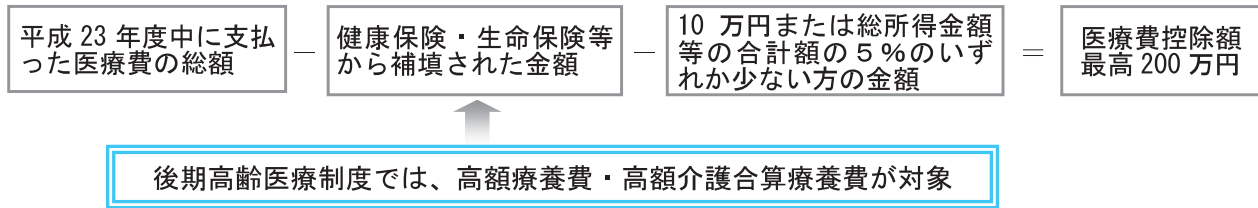
※地区別の相談日で都合がつかない方は、地区の日程以外でも結構です。

後期高齢者医療保険ご加入の方へのお知らせ

確定申告に関するお知らせ

【平成23年分所得申告における医療費控除適用時の高額療養費の金額について】

- ・ 所得税および市県民税の申告の際、医療費控除を受けられる場合は、「平成23年中に支払われた医療費等の総額」から「健康保険および生命保険等から補填された金額」を差し引くこととされており、後期高齢者医療制度においては、「高額療養費」および「高額介護合算療養費」の対象となられた場合の支給額が「補填された金額」となります。
- ・ 平成23年分の申告で医療費控除を予定され、平成23年中に「高額療養費」および「高額介護合算療養費」の支給を受けられた方は、後期高齢者医療制度担当窓口へお問い合わせください。



◎問い合わせ先 神崎市役所 市民課 ☎37-0115

葬祭費の申請勸奨のお知らせ

【葬祭費の支給申請について】

- ・ 佐賀県後期高齢者医療広域連合では、被保険者がお亡くなりになられた場合、その葬祭を行われた方に対し、申請により葬祭費3万円を支給しています。
- ・ 対象となられる方で申請を行われていない方は、後期高齢者医療制度担当窓口へお問い合わせください。
- ・ 葬祭を行われた日から2年を経過すると、時効により支給ができなくなりますのでご注意ください。

◎問い合わせ先

佐賀県後期高齢者医療広域連合
☎64-8476
神崎市役所 市民課 ☎37-0115
千代田総合支所 市民福祉課
☎44-3071
脊振総合支所 市民福祉課
☎59-2111

国民年金保険料は 口座振替で前納できます

国民年金保険料を口座振替で前納すると、保険料が割引になり、お得です。

平成24年4月分からの保険料の納付方法について、口座振替で、1年または6ヶ月前納をご希望される方は、お早めにお申し込みください。

※これまで口座振替で毎月納付されていた方で、1年または6ヶ月前納へ引落方法を変更される場合には手続きが必要が必要です。

※すでに口座振替で前納されている方は、再度のお申し込みは必要ありません。

●持参するもの

- ・ 年金手帳（基礎年金番号がわかるもの）
- ・ 口座番号のわかるもの（預金通帳など）
- ・ 金融機関への届出印

●申込先

口座振替を希望される金融機関、左記窓口のいずれかで手続きをしてください。

●申込締切日 2月29日（水）

◎申込・問い合わせ先

日本年金機構佐賀年金事務所
☎31-4191
神崎市役所 市民課
☎37-0115
千代田総合支所 市民福祉課
☎44-3071
脊振総合支所 市民福祉課
☎59-2111



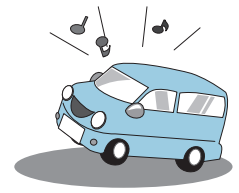
廃車・名義変更等の手続きはお早めに

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。

所有者の変更、譲渡や盗難、スクラップなどで現在所有されていない車両、または長期間使用されておらず、今後も使用されない車両があれば4月1日までに廃車（抹消登録）や名義変更の手続きを下記の機関で行ってください。また、転入等により定置場所を変更された場合にも住所変更の届出が必要です。3月末は窓口が混雑しますので、なるべく早めに手続きをお願いします。

※なお、4月2日以降に手続きをされても、平成24年度課税分は取り消しできません。

（軽自動車税には月割課税制度はありません。）



| 車種・排気量 | 手続き場所・問い合わせ先 |
|-----------------------------------|---|
| 原動機付自転車 (125cc以下のバイク) | 【手続き場所】 神崎市役所 市民課または各支所市民福祉課 【問い合わせ先】 神崎市役所 税務課 ☎37-0114 【持参するもの】 |
| 小型特殊自動車 (コンバイン・トラクター・フォークリフト等) | ナンバープレート、所有者の印鑑(名義変更の場合は双方の印鑑)。 ナンバープレートを紛失等された場合は、てんまつ書の提出が必要です。 |
| 軽二輪車 (125ccを超え250cc以下のバイク) | 佐賀県軽自動車協会 佐賀市若楠2丁目10-8 ☎0952-30-8442 |
| 軽三輪車・軽四輪車 (660cc以下) | |
| 二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク) | 佐賀運輸支局 佐賀市若楠2丁目7-8 ☎050-5540-2082 |

ふるさと納税(寄附)で「神崎市」の応援を

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、平成20年4月に地方税法が改正され、「ふるさと納税」の寄附金税制が始まりました。

市民の皆さまをはじめ、神崎を離れてご活躍中の皆さまからのふるさと納税(寄附)を心からお待ちしています。また、ご親族やお友達にもご案内いただければ幸いです。これまでの寄付金の使途につきましては、寄付者さまのご意思に沿って、市立図書館や各小中学校図書室の蔵書の充実や吉田絃二郎作品集編纂事業、みどりの少年団支援事業(ユニフォーム購入)などに活用させていただきます。ありがとうございます。

◎問い合わせ先

神崎市役所 政策推進室 ☎37-010102

交通災害共済 加入申し込み受付中

平成24年度の加入を希望される方は、全戸配布した加入申込書と掛金をご持参のうえ、加入手続きを行ってください。

※郵便局、各総合支所でも手続きができます。(土日を除く)

- 加入対象者
 - ・ 神崎市に住民登録をしている方
 - ・ 外国人登録が済んでいる方
 - ・ 就学のため一時的に転出している方

● 共済掛金 1人500円

● 申込締切日 3月31日(土)

※4月1日以降も申し込みできますが、共済への加入は翌日からとなります。

◎ 問い合わせ先 神崎市役所 総務課 ☎37-010100



城原川

放課後児童クラブ入会のご案内

保護者が働いているなどの理由で、昼間家に保護者等のない児童を預かり、遊びを中心とした指導を通じて児童の安全と健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設しています。

入会希望の方は、お申し込みください。

●対象

新小学1年生から6年生まで

●申し込みに必要なもの

- ① 児童クラブ入会申込書
- ② 勤務証明書（児童の保護者）
- ③ 児童健康等生活調査
- ④ 入会申込にあたっての承諾書
- ⑤ 傷害保険料（年額600円）
- ⑥ 口座振替依頼

●申込締切日 3月2日（金）

※春休みの入会も同じ締切日です。

●注意事項

- ・土曜日のみ入会は不可。
 - ・終了時間の午後6時までは、保護者の迎えが必要です。
 - ・新1年生の春休みの預かりは、4月2日（月）からです。
 - ・給食のない日は、弁当、水筒持参となります。
 - ・日曜、祝日、お盆、年末年始は実施しません。
- ※3月3日～3月30日までの申し込みは、5月以降の入会となりますのでご注意ください。それ以降は、原則として申込書を出された月の翌月からの入会となります。

◎申込・問い合わせ先

神崎市教育委員会 社会教育課
 ☎44-2731
 神崎市中央公民館
 ☎53-2325
 教育課 脊振分室（脊振公民館）
 ☎59-2131

●開設時間

平日（月～金） 午後2時～午後6時
 土曜・夏・冬・春休み 午前7時～午後6時

●負担金

平日（月額） 2,000円
 土曜日（月額） 1,000円
 夏休み 4,000円
 冬休み 1,000円
 春休み 2,000円

※おやつ代が別途必要になります。

●定員

| | |
|-----------------|-------|
| 神埼小：新樹クラブ | 50人程度 |
| ：せんだんクラブ | 50人程度 |
| 西郷小：若菜クラブ | 50人程度 |
| 仁比山小：山王クラブ | 50人程度 |
| 千代田東部小：じろうクラブ | 30人程度 |
| 千代田中部小：じょうばるクラブ | 50人程度 |
| 千代田西部小：ひしのみクラブ | 50人程度 |
| 脊振小：脊振児童クラブ | 30人程度 |

子ども手当の申請手続きはお済みですか

子ども手当特別措置法に伴い、平成23年10月分以降の子ども手当を受給するためには、受給者全員の方が子ども手当の申請手続きをしていただく必要があります。平成24年3月30日までに申請手続きをされない場合は、平成23年10月分以降の子ども手当を受給することができません。

支払日は1月号の市報でお知らせしたとおり、1月13日までに不備もなく申請をされた方には、2月15日（水）に支給します。1月16日以降に申請をされた方には、3月以降の支給を予定しています。



◎問い合わせ先

神崎市役所 福祉課 ☎37-0110
 千代田総合支所 市民福祉課 ☎44-2167
 脊振総合支所 市民福祉課 ☎59-2111

人権擁護委員の紹介

1月1日付けで、實松常夫さん（神埼町）が法務大臣から人権擁護委員に委嘱（再任）されました。



明るい選挙推進協議会委員を募集します

神崎市明るい選挙推進協議会では委員を募集しています。投票率の向上や明るい選挙を呼びかける活動を行っています。



●募集人数 10人

●対象者

- ・選挙権をお持ちの方で、選挙に関心のある方
- ・年間に2回程度の会議に出席可能な方
- ・成人式及び選挙時における広報活動が可能な方

●任期 2年

●募集期限 2月29日（水）

◎問い合わせ先 神崎市選挙管理委員会 ☎37-0100



平成24年経済センサス - 活動調査にご協力下さい！

ビジネスキャラクター



経済センサスキャラクター

- ・経済センサス - 活動調査は、全ての企業・事業所を対象に、平成24年2月1日現在で実施しています。
- ・経済センサス - 活動調査は、我が国における産業構造を包括的に明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。
- ・震災の影響等によりご多忙中とは思いますが、調査の趣旨、必要性をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

総務省・経済産業省・佐賀県・神崎市

東日本大震災により被害を受けられた方へ

税務署からのお知らせ

平成23年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を受けられた方や復興推進に向けた取り組みを対象として、新たな税制上の措置が追加されています。

平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災により被害を受けられた方等は、所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問合せいただくか、これらの措置についてのパンフレット等が国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載されていますのでご覧ください。

また、大震災により被害を受けられた方は、地方税の軽減措置等も受けられます。軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、佐賀県税務課（☎25-7021）または神崎市税務課（☎37-0114）にお問い合わせください。

| | 税制上の措置 | 概要 |
|----|-------------|---|
| 県税 | 不動産取得税の軽減措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・耕作等が困難となった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。 ・警戒区域内にあった農用地に代わる農用地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。 |
| 市税 | 個人住民税の軽減措置 | 住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより個人住民税の軽減を受けることができます。 |

なお、津波被災区域や原子力災害避難区域については、次のような軽減措置があります（特段の手続きは不要です）。

- ① 津波により甚大な被害を受けた区域で、平成23年度課税免除区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋には、原則として平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。ただし、市町村長が、その使用状況などを勘案して、課税することが適当として指定した土地・家屋については、2分の1減額課税又は課税となります。
- ② 警戒区域・計画的避難区域等のうち市町村長が指定した区域内の土地・家屋には、平成24年度分の固定資産税・都市計画税は課税されません。平成24年1月1日以前に避難区域等が解除された区域内の土地・家屋は、2分の1減額課税又は課税となります。

有料広告

相続手続（土地や建物が亡くなった人の名義になっている）
遺言書（死んだら、家や土地の名義はどうなるだろう）
 その他 建設業許可・産業廃棄物・内容証明 等
相談は、無料です。

ゆずりは **行政書士 杠** しげ **行政書士 繁美** み

日本行政書士会登録番号 05410974
 〒842-0121 神崎市神崎町志波屋3627
 TEL0952-53-1747 携帯090-8836-5630
 ホームページ ゆずりは 神崎 → 検索

※行政書士には守秘義務があります、お気軽にご連絡ください。

LPガス・ガス器具の他にも下記のような取扱いをしております
 その他の事もお気軽におたずね下さい！

太陽光発電・エコキュート・IHクッキングヒーター
 エネファーム・家電製品・アルカリイオン整水器
 リフォーム・住宅設備・水道工事・下水道工事
 火災警報器・消火器・灯油・石油機器

※4月上旬より住宅リフォーム助成金の受付が始まります
 詳しくはご相談ください

くらし★快適サポート
Sanshin
 サンシン

神崎市神崎町本堀 3003-6
 株式会社 三神
 ☎0952-53-1221
<http://www.sanshin34.com/>

有料広告